

提案制度に関する訓令の運用について（例規）

〔最終改正 令和3.8.25 例規務第22号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

京都府警察職員（以下「職員」という。）の参加意識を高揚するとともに、職員相互の意思の疎通を促進し、士気の高揚と警察業務の効率化を図るため、提案制度に関する訓令（昭和54年京都府警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）を制定し、昭和54年2月1日から施行することとしたので、その運用については、下記の点に留意し、実効のあがるよう努められたい。

記

1 提案の方法（第3条関係）

- (1) 書面により提案を行う場合は、当該書面の様式、当該書面への提案者の記名の有無は問わない。
- (2) 京都府警察情報管理システムによる提案システム（以下「提案システム」という。）により提案を行う場合は、提案システムに必要事項を登録し、送信するものとする。
- (3) 警察署員による提案は、その内容により直接警務部長に対して行うことができる。

2 警務部警務課の取扱事務（第4条関係）

警務部長に対してなされた提案に関する事務を行う警務部警務課においては、次の事務を処理するものとする。

なお、警察署長から訓令第6条の規定による報告を受けた場合も、同様とする。

- (1) 提案された内容を主管所属（提案された事項に係る事務を主管する所属をいう。以下同じ。）に通知し、検討を依頼すること。
- (2) 主管所属における検討結果を取りまとめ、庶務担当課長会議等における審議を要するか否かについて、各部の庶務担当課長に意見を求めること。
- (3) 庶務担当課長の意見を聴取した結果、いずれかの庶務担当課長が会議における審議を要すると回答した場合は、庶務担当課長会議等に付議すること。
- (4) 採択された事項を主管所属に通知すること。
- (5) 提案された事項の検討結果、採択された事項の実施状況等を提案システムに登録して職員に公開すること。
- (6) その他付随する事務

3 警察署警務課の取扱事務（第5条関係）

警察署長に対してなされた提案に関する事務を行う警察署警務課においては、次の事務を処理するものとする。

- (1) 提案された事項を取りまとめ、幹部会議等に付議した上で、警察署長に提出すること。
- (2) 採択された事項を主管係に通知すること。
- (3) 訓令第6条の規定による報告を必要とする提案の内容を警務部長に報告し、検討を依頼すること。
- (4) 提案された事項の審議結果、採択された事項の実施状況等を所属の職員に公開するとともに、警務部長に報告すること。
- (5) その他付随する事務

4 審議結果等の報告（第7条関係）

訓令第7条の規定による報告は、その都度、後記6の（1）のアの規定により記入した提案処理簿（別記様式）に必要な事項を追記したものにより行うものとする。

5 効果的な取組の報告（第8条関係）

訓令第8条に基づく効果的な取組の報告を行う場合は、当該報告の様式は問わない。

6 提案の処理要領

提案の処理要領は、次によるものとする。

なお、提案処理系統は、別図のとおりとする。

(1) 警察署警務課における処理

ア 警察署警務課においては、署員から提案があつたときは、提案処理簿に必要な事項を記入し、審議に付すものとする。

イ 警察署長による採否の決定は、後記6の（5）のイに掲げる区分に準じて行うものとし、採択された事項で当該警察署限りで措置できるものについては速やかに必要な措置を講じるものとする。

ウ 前記4の規定は、訓令第6条の規定による報告について準用する。

(2) 警務部長による指示

警務部長は、職員から直接提案されたとき又は警察署長から訓令第6条の規定による報告を受けたときは、提案の内容を主管所属の長に検討させるものとする。

(3) 主管所属における検討

前記6の（2）の規定による検討の指示を受けた主管所属の長は、速やかに提案の内容を検討し、その結果を警務部長に報告するものとする。この場合において、提案の内容が複数の所属に関係するときは、関係所属の長と協議してこれを検討するものとする。

(4) 庶務担当課長の意見の聴取

警務部長は、前記6の（3）の規定による報告を受けたときは、当該検討結果について、庶務担当課長会議等における審議を要するか否か、各部の庶務担当課長の意見を聴くものとする。

(5) 警務部長による決定

ア 警務部長は、前記6の（4）の規定による意見の聴取の結果、いずれの庶務担当課長も審議を要しないと回答した提案にあつては、審議を行うことなくその採否を決定するものとし、いずれかの庶務担当課長が会議における審議を要すると回答した提案にあつては、庶務担当課長会議等において審議した上でその採否を決定するものとする。

イ 警務部長は、提案の検討結果を次の区分に従つてその理由及び措置を明確に示すものとする。

(ア) 採択

a 全部採択

適正な提案で速やかに改善又は実現可能なもの

b 一部採択

提案の一部は適正な内容であり、改善又は実現可能なもの

c 趣旨採択

独創的で有益な提案であるが、予算その他に制約されるほか、関係行政機関との調

整が必要であり、その実施については相当の期間を必要とするもの

(イ) 不採択

採択することが不可能なもの

(ウ) 参考

現段階での実施は困難であり、主管課において今後の施策への反映の可否を調査、検討するもの

(エ) 措置済み

提案の趣旨に添った内容が既に実施されているもの若しくは実施に向けて検討中のもの又は既に提案されたもの

7 提案制度運用上の留意点

提案制度の運用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 警務部長又は警察署長による採択は、常に前向きに行うものとし、建設的な意見については、できる限り採択するよう努めること。
- (2) 提案の方法は訓令第3条第2項の規定によることとしたが、各種会議における発言、幹部巡視時に出された意見等について建設的なものであつたときは、これを提案書として提出することを促すなど弾力的な制度運用に配慮すること。

年 月末日廃棄

殿

年 月 日

長

提案処理簿

提案年月日	
提案者	
提案の件名	
提案の内容	
検討年月日	
検討結果及びその理由	<input type="checkbox"/> 提案内容を警務部長へ報告し、検討を依頼する。
採択事項の実施状況	
備考	
担当者	

注 訓令第6条の規定により警務部長へ報告するときは、□にレ印を付けること。